

No	質問	回答
全般事項		
1	事業はいつから着手できますか。	県からのR7年度の内示後(例年、夏頃)に着手できます。施設整備・設備整備ともに、県からの内示以降に実施する事業が補助対象となります。
2	補助事業はいつまでに完了させる必要がありますか。	令和7年度中に完了させる必要があります。
施設整備事業		
病室の感染対策に係る整備		
3	個室整備に医療用(災害用)コンテナは補助対象になりますか。	コンテナについては、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。ただし、病床確保に係る協定を締結する医療機関の感染症対策を目的として整備するものに限りします。
4	個室整備の補助についてはトイレのみの整備等についても対象になりますか。	既存の個室を改修する場合には、トイレのみの整備であっても補助対象となります。
5	整備事業期間の着工とは、工事の契約日と考えていいでしょうか。	一般的に「着工」とは実際に工事(くい打ちや地盤改良工事等)が始まることを指します。工事の契約日に実際に工事が始まるのであれば、そのとおりです。
6	専用の陰圧装置、空調設備等付属設備とは、その病床に固定で設置されているものを指すという理解でよいでしょうか。その場合は、簡易陰圧装置のように備え付けができるものは対象外でしょうか。	病室(病床)の工事と併せて整備を行う当該病室の感染対策のための設備を想定しています。工事を伴わずに設置できる簡易陰圧装置を整備する場合は、設備整備事業の活用をご検討ください。
病棟等の感染対策に係る整備		
7	多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置や病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修の補助対象面積は、単純にパーテーションや扉が床に接している面積のみになるのか、それとも設置するに際し改修が必要になる面積やゾーニングする予定の面積をすべて含めるのか等、対象面積の考え方を教えてください。	工事面積を想定しており、当該整備を実施するために工事を行う部分の面積が対象となります。
8	可動式パーテーションを設置する場合は、単なる可動式パーテーションの購入は補助対象とならず、据え付け工事などの工事を伴う場合でないと補助の対象にならないのでしょうか。	可動式パーテーションの購入費のみでは、施設整備事業の対象にはなりません。建物に設置するための改修工事を伴う場合に、補助対象となります。
個人防護具保管施設の整備		
9	個人防護具保管庫整備のメニューは、キャビネットやロッカー等の整備も補助対象になるのでしょうか。	個人防護具保管施設の整備は、「施設」整備事業であり、対象経費は建物整備の工事に要する費用となります。そのため、建築工事を伴わず、単にキャビネットやロッカー等を購入して設置するのみの場合(設備整備費に該当する場合は)、補助対象になりません。
10	備蓄倉庫を建築し、その内部にキャビネット等を設置する場合は、一体的な整備として補助対象になりますか。	付属設備として、建築物と一体的に整備する場合には、補助対象となります。
11	個人防護具保管庫については、物置のような倉庫は、どのような扱いになりますか。	個人防護具保管施設の整備は、「施設」整備事業であり、対象経費は建物整備の工事に要する費用となります。そのため、物置であっても、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。
12	敷地が狭い場合などで、敷地内ではなく、借地や関連施設に整備することでも補助対象になるのでしょうか。	初動対応の趣旨に鑑み、協定締結医療機関が敷地内に保管スペースを確保できない場合であっても、当該医療機関の開設者が所有する近隣の敷地であれば、医療機関の敷地外に設置することは差し支えないものと考えていますが、具体的な事例がある場合に、個別にご相談ください。
13	協定において、個人防護具の備蓄を実施することを定めていることが補助要件となるのでしょうか。	病床確保、発熱外来又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定に加え、協定において個人防護具の備蓄を定めていることが前提となります。
14	個人防護具の購入費用は、補助対象ですか。	補助対象にはなりません。
設備整備事業		
検査機器(PCR検査装置)		
15	PCR検査機器について、PCR法の検査機器のみが補助対象となるのでしょうか。例えば、新型コロナウイルス包括交付金では対象であった等温遺伝子増幅装置など他の検査機器は補助対象になりますか。	今回の補助事業では、検査機器のうち「PCR検査装置」を対象としています。等温遺伝子増幅装置などの機器は補助対象外です。また、原則、医療機器として承認されているものが補助対象となります。